

# 「平成 23 年度財政的援助団体等の監査結果」

## に基づき講じた措置 個 表

### 【出資(出捐)団体】

○公益財団法人三重県文化振興事業団	1
○公益財団法人三重県国際交流財団	2
○公立大学法人三重県立看護大学	3
○財団法人三重県小動物施設管理公社	4
○社会福祉法人三重県厚生事業団	5
○公益財団法人三重こどもわかもの育成財団	7
○株式会社三重県松阪食肉公社	9
○財団法人三重北勢地域地場産業振興センター	11
○三重県漁業信用基金協会	13
○財団法人三重県下水道公社	14
○一般財団法人伊勢湾海洋スポーツセンター	15

### 【公の施設管理団体】

○有限会社太陽緑地	16
○紀伊長島レクリエーション都市開発株式会社	17
○財団法人三重県体育協会	19
○三重県体育協会グループ	20
○有限会社熊野市観光公社	21

### 【補助金等交付団体】

○学校法人ニッケン学園	22
○学校法人エスコラピオス学園	23
○学校法人大川学園	24
○学校法人愛農学園	25
○社会福祉法人伊賀市社会事業協会	27
○紀南病院組合立紀南病院	29
○医療法人正和会	30
○社会福祉法人愛恵会	31
○三重県木材協同組合連合会	33
○「三重の木」利用推進協議会	34
○松阪飯南森林組合	35
○鈴四トマト研究会	36
○三重県信用漁業協同組合連合会	37
○社団法人三重県防犯協会連合会	38
○日本スポーツマスターズ 2010 三重大会実行委員会	39

平成 24 年 9 月

三重県監査委員事務局

監査結果に基づき講じた措置〔出資（出捐）関係〕

部局名	環境生活部	団体名	公益財団法人三重県文化振興事業団								
監査結果及び意見											
<p>(1) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再委託の報告</td> <td>○県立図書館管理委託において、その一部を第三者に再委託する場合に必要な県への報告が行われていなかった。</td> </tr> <tr> <td>区分経理</td> <td>○他の事業と区分が必要な公の施設管理事業において、県からの他の委託事業を合わせて経理していた。</td> </tr> <tr> <td>財務諸表</td> <td>○震災の影響により、平成 23 年度に延期された貸館サーバの更新について、22 年度の費用として計上していた。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※貸館サーバ：施設利用システムの基幹コンピュータ。</p>				項目	内 容	再委託の報告	○県立図書館管理委託において、その一部を第三者に再委託する場合に必要な県への報告が行われていなかった。	区分経理	○他の事業と区分が必要な公の施設管理事業において、県からの他の委託事業を合わせて経理していた。	財務諸表	○震災の影響により、平成 23 年度に延期された貸館サーバの更新について、22 年度の費用として計上していた。
項目	内 容										
再委託の報告	○県立図書館管理委託において、その一部を第三者に再委託する場合に必要な県への報告が行われていなかった。										
区分経理	○他の事業と区分が必要な公の施設管理事業において、県からの他の委託事業を合わせて経理していた。										
財務諸表	○震災の影響により、平成 23 年度に延期された貸館サーバの更新について、22 年度の費用として計上していた。										
所管部局に対する意見											
<p>(2) 法人の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。</p> <p>(3) 次世代の文化体験活動推進事業にかかる委託契約書において、添付すべき「個人情報取扱特記事項」が未添付のため、個人情報を適切に取り扱うようこれを添付し、受託者に遵守させられたい。</p>											
講じた措置											
<p>〔「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況〕</p> <p>(1) (再委託の報告)          監査指摘後、速やかに図書館へ報告し、平成 24 年度契約にあたっては報告を行いました。</p> <p>(区分経理)          三重県文化振興事業団の会計は、税務上の区分により一般会計、特別会計（図書館管理業務特別会計、指定管理者業務特別会計）に区分されています。指摘のあった受託事業については、公の施設管理事業の一環であるという認識で、指定管理者業務特別会計において経理を行っていました。平成 23 年度については、平成 23 年 4 月 1 日付けで「三重県総合文化センターの管理に関する基本協定書」の一部を変更し、財務書類の補助資料として別途計算書を作成することにより、公の施設管理事業を県からの他の受託事業から区分して経理を明確にしています。          平成 24 年度以降は公益財団法人への移行により、公益事業会計、収益事業会計、法人会計の 3 会計となりましたが、別途計算書を作成して、公の施設管理事業と他の受託事業を明確に区分してまいります。</p> <p>(財務諸表)          平成 22 年度決算にかかる当該指摘をうけ、平成 23 年度決算においては未払金の計上が適正に行われるよう、検収時期の確認を行いました。</p>											
<p>〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕</p> <p>(2) 会計事務等について、委託業務の区分経理について考え方を整理するとともに、事業団の会計規則及び契約条項に基づく適正な処理を行うよう指導しました。</p> <p>(3) 「個人情報取扱特記事項」を速やかに添付し、個人情報の適切な取扱いについて確認しました。</p>											

部局名	環境生活部	団体名	公益財団法人三重県国際交流財団 (旧：財団法人三重県国際交流財団)
-----	-------	-----	--------------------------------------

監査結果及び意見

- (1) 法人では多数の個人情報を持しているため、情報の流出など不測の事態に備え、初動体制の整備や行動計画等の策定について検討されたい。
- (2) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項目	内容
物品出納簿	○会計規程に定める物品出納簿が作成されていなかった。
理事の変更登記	○理事の変更登記が、法律に定める期限内に行われていなかった。
月次報告	○会計規程に定める月次報告が行われていなかった。

※ 月次報告：出納員は、毎月末に収入支出計算書並びに現金及び有価証券出納計算書を作成し、常務理事に提出することとなっている。

所管部局に対する意見

- (3) 法人の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

講じた措置

〔「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況〕

- (1) 個人情報については、「公益財団法人三重県国際交流財団個人情報保護実施要領」に基づき、適切に取り扱っているところですが、ご指摘の情報の流出など不測の事態に備えた、体制の整備等の重要性は深く認識しているところです。

ご指摘の趣旨を踏まえ、24年度中の整備を目途に、総合的な「不測事態にかかる対応マニュアル（仮称）」策定のため、ワーキングを設置し情報収集しています。

- (2) (物品出納簿)

物品出納簿について、会計規程に基づき物品出納簿を作成しました。

(理事の変更登記)

理事の変更登記について、今後は、法律に基づき適切に行います。

平成23年度においては、法律に定められた2週間以内に提出しました。

(月次報告)

月次報告について、指摘以降は会計規程に基づき適切に報告しています。

〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕

- (3) 法人の会計事務等については、会計規程等に基づき適切に処理するよう指導を行いました。また、今後の法人検査においても確認、指導を行っていきます。

部局名	健康福祉部	団体名	公立大学法人三重県立看護大学
監査結果及び意見			
(1) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。			
項目	内容		
たな卸資産の管理	○たな卸資産管理規程に定める資産について、その受払が記録されていないものがあった。		
公印の管理	○委託契約手続において、起案文書の公印欄に公印管理者の押印がされていないものがあった。		
補助金等事務	○三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が提出されていなかった。		
所管部局に対する意見			
(2) 法人の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。			
(3) 三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が補助事業者から提出されておらず、また同報告書に添付すべき書類が交付要領等で定められていないので、添付すべき書類を定め、補助事業者に明示するとともに、適時適切に提出するよう指導されたい。			
講じた措置			
[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]			
(1) (たな卸資産の管理) 受払の記録のなかったプリペイドカードについて、たな卸資産管理規程に様式を規定するとともに、平成23年12月から記録を行うこととしました。			
(公印の管理) 公印を押印する際に、公印管理責任者による起案文書確認後の公印欄への押印漏れがないよう、確認を徹底するようにしました。			
(補助金等事務) 県の「公立大学法人三重県立看護大学運営費交付金交付要領」の改正通知(平成23年11月24日改正)を受け、平成23年11月30日付けで補助事業等状況報告書を県に提出しました。			
[「所管部局に対する意見」について講じた措置]			
(2) 監査結果での指摘を受けて、改善されたものを含め大学法人の会計事務等について、今後も適正な処理に努めるよう大学法人に対して助言等を行いました。			
(3) 平成23年11月24日付けで「公立大学法人三重県立看護大学運営費交付金交付要領」の一部改正を行い、状況報告書の様式及び提出時期等を定め、大学法人に通知しました。これに基づき大学法人から、平成23年11月30日付けで状況報告書が県に提出されました。			

部局名	健康福祉部	団体名	財団法人三重県小動物施設管理公社				
監査結果及び意見							
(1) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>賞与引当金</td> <td>○夏季賞与について、12月から5月までの労務対価相当分をすべて平成23年度の費用として計上しているが、12月から3月分については、22年度の費用として計上することを検討すべきである。</td> </tr> </tbody> </table>		項目	内容	賞与引当金	○夏季賞与について、12月から5月までの労務対価相当分をすべて平成23年度の費用として計上しているが、12月から3月分については、22年度の費用として計上することを検討すべきである。		
項目	内容						
賞与引当金	○夏季賞与について、12月から5月までの労務対価相当分をすべて平成23年度の費用として計上しているが、12月から3月分については、22年度の費用として計上することを検討すべきである。						
<p>※ 引当金：現時点では確定していなくても、将来、発生する可能性が高く、かつ、その金額が合理的に見積もることができる場合、その支出や損失に備えて貸借対照表上に計上しておくもの。</p>							
所管部局に対する意見							
(2) 法人の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。							
講じた措置							
<p>〔「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況〕</p> <p>(1) (賞与引当金)</p> <p>平成24年度支給の夏季賞与にかかる平成23年12月から3月までの労務対価相当分は、平成23年度中に財源の確保ができず、平成23年度分の費用として計上することができませんでした。</p> <p>平成24年度分からは当年度の労務対価相当分として費用計上するよう検討しています。</p>							
<p>〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕</p> <p>(2) 事務処理上改善を要する事項について、平成24年度中に対応を検討し、適正な事務処理を行うよう指導しました。</p>							

部局名	健康福祉部	団体名	社会福祉法人三重県厚生事業団				
監査結果及び意見							
<p>(1) 公の施設管理については、施設の利活用を促進するため、成果目標を設定して業務を行っているが、16項目のうち生活援助棟利用者率や地域生活移行率など10項目で目標を達成していない。</p> <p>平成23年度から2期目の指定管理者に指定されているので、引き続き成果目標とされた項目については、未達成要因についての分析をふまえ、目標達成に努められたい。</p> <p>(2) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p>							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>財務諸表</td> <td>○財務諸表には、選択採用した会計方針等を注記事項として記載しているが、必要な注記事項が省略されていたり、一部記載内容が不足していた。</td> </tr> </tbody> </table>		項目	内 容	財務諸表	○財務諸表には、選択採用した会計方針等を注記事項として記載しているが、必要な注記事項が省略されていたり、一部記載内容が不足していた。		
項目	内 容						
財務諸表	○財務諸表には、選択採用した会計方針等を注記事項として記載しているが、必要な注記事項が省略されていたり、一部記載内容が不足していた。						
<p>※ 選択採用：一般に公正妥当とされている複数の会計処理が認められる場合に、その中から一つの会計処理を選ぶこと。なお、採用した会計処理の原則や手続については、財務諸表に注記することが必須となっている。</p>							
所管部局に対する意見							
<p>(3) 公の施設管理については、成果目標を設定して業務を行っているが、16項目中10項目が未達成であるため、目標が達成できるよう指導、助言等を行われたい。</p> <p>(4) 法人の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。</p>							
講じた措置							
<p>〔「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況〕</p> <p>(1) 生活援助棟利用率向上を図るため、個々のニーズに応じた日中活動サービスを提供できるよう、各サービスごとの定員などを見直すとともに、回復期病院、市町及び相談支援事業所等へのパンフレットの配布などにより周知を行いました。また、個別支援計画書に基づき、きめ細かく利用者支援をすることにより、平成23年度の地域生活移行率について、目標を達成するなど、成果目標4項目のうち3項目で目標を達成しました。</p> <p>今後は、成果目標の達成に向け、引き続き、きめ細かい利用者支援等を実施します。</p> <p>(2) (財務諸表)</p> <p>経理事務の正確性を期すため、平成23年4月から税理士事務所に顧問を委託し、平成23年度決算に向けて事務を進めました。これにより、平成23年度決算にて改善を行いました。</p> <p>引き続き税理士事務所に顧問を委託するとともに、監査法人による外部監査を受審し、経理事務の正確性の確保に努めることとします。</p>							

[「所管部局に対する意見」について講じた措置]

(3) 2 期目の指定管理において、引き続き成果目標とした項目のうち、目標未達成であった生活援助棟利用者率や地域生活移行率の達成に向け、利用者ニーズに応じたきめ細かい取組を行うよう助言しました。その結果、平成 23 年度においては、地域生活移行率について目標を達成するとともに、生活援助棟利用率については目標を達成しなかったものの、平成 22 年度実績に比べ実績数値は向上するなど、成果目標 4 項目のうち 3 項目で目標を達成しました。

今後も成果目標の達成に向け、引き続き、個別支援計画書の策定等を通して個々のニーズを把握し、きめ細かい取組を続けるよう求めています。

(4) 平成 23 年度決算書類において改善されていることを確認しました。今後引き続き、適正な事務処理が行われるよう求めています。

部局名	健康福祉部	団体名	公益財団法人三重こどもわかもの育成財団(旧:財団法人三重こどもわかもの育成財団)
-----	-------	-----	--

監査結果及び意見

- (1) 青少年育成事業会計については、毎期運用財産を取り崩して運営しており、数年後には枯渇することが予想されることから、事業のあり方等その運営方針を明確にし、中長期的な計画を策定されたい。
- (2) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項目	内容
財務諸表	○青少年特別会計において、特定資産の科目名を運用財産と記載していたが、資産の保有目的又は用途を示す科目名を記載すべきである。また、この特定資産の財源を明らかにするため、貸借対照表及び正味財産増減計算書においては、指定正味財産として整合させて計上すべきである。 ○国公債にかかる未収利息について、貸借対照表の資産及び正味財産増減計算書の経常収益に計上されていなかった。
契約手続	○契約を締結する際に、財務規程に定める予定価格が設定されていないものがあつた。
業務報告書	○公の施設管理の基本協定書に定める業務報告書について、提出されていないものがあつた。
補助金等事務	○三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が提出されていなかった。

※ 正味財産増減計算書：企業会計の損益計算書に該当するもので、貸借対照表と並んで法人の主要な財務諸表のひとつ。

※ 指定正味財産：用途の指定された正味財産（純資産）であり、法人の意思で用途を決めることができる一般正味財産と区分する必要がある。

所管部局に対する意見

- (3) 青少年育成事業会計については、毎期運用財産を取り崩して運営しており、数年後には枯渇することが予想されることから、事業のあり方等その運営方針を明確にし、中長期的な計画を策定するよう指導、助言等を行われたい。
- (4) 法人の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。
- (5) 三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が補助事業者から提出されておらず、また同報告書に添付すべき書類が交付要領等で定められていないので、今後、同様の補助事業を継続する場合には、添付すべき書類を定め、補助事業者に明示するとともに、適時適切に提出するよう指導されたい。

講じた措置



[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]

(1) 青少年育成事業は、運用財産を原資として事業を行ってきましたが、事業のあり方や中長期的な計画について検討していくため、平成 23 年度第 2 回評議員会・理事会で検討会を設置することを決定し、現在、その人選や中長期計画に必要な資料の収集・分析等の準備を進めているところです。

(2) 平成 24 年 4 月より公益財団法人となり、会計事務等につきましては、内部的な体制の強化や公認会計士の指導をさらに仰ぐなど適切に取り組みます。

(財務諸表)

「運用財産」という科目名の記載については、平成 23 年度決算より「青少年事業積立資産」に変更しました。

なお、「青少年事業積立資産」の貸借対照表及び正味財産増減計算書における計上については、公認会計士の指導を得ながら検討を行っていますが、理事会等での議論も必要であり、引き続き検討を行っていきます。

国債の未収利息については、平成 23 年度決算より未収金に計上しました。

(契約手続)

予定価格の設定がされていないものがあるところのご指導から、職員に改めて財務規程の遵守を喚起するとともに以降は遺漏のないようにしています。

(業務報告書)

平成 23 年度においては、基本協定書に基づく四半期報告を平成 24 年 4 月 15 日に提出するなど、協定書に定める業務報告書を作成し、期限までに提出しました。今後とも基本協定書に基づき、適切に処理します。

(補助金等事務)

平成 23 年度に県補助事業はありませんが、今後、三重県補助事業の実施については補助金等交付規則・要領を遵守など、主管部局の指導を受け適切に対応します。

[「所管部局に対する意見」について講じた措置]

(3) 公益財団法人三重こどもわかもの育成財団において検討会が設置され、中期的な計画策定等が予定されていることから、県としても適切に指導、助言等を行っています。

(4) 会計処理について、事務処理上改善を要する事項については、適切な事務処理を行うよう指導しました。平成 24 年 4 月 1 日に公益財団法人に移行したこともあり、今後とも適切な事務処理が行われるよう指導、助言等を行います。

(5) 平成 23 年度に補助事業はありませんでしたが、今後補助事業を行う場合には、補助事業等状況報告書に添付すべき書類等を定め、財団に明示するとともに、提出するよう指導します。

部局名	農林水産部	団体名	株式会社三重県松阪食肉公社						
監査結果及び意見									
<p>(1) 平成 22 年度の営業損失の額は、前年度と比較して 1,949 千円悪化し 80,558 千円となっており、県や関係市町からの補助金により当期純利益 1,109 千円を確保している状況である。 新たに策定した中期経営改善計画の目標を達成するとともに、今後も徹底的な収支の改善を図り、経営の健全化に努められたい。</p> <p>(2) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p>									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>財務諸表</td> <td>○経理規程において固定資産の計上基準が定められているが、基準未満の資産が計上されていた。</td> </tr> <tr> <td>補助金等事務</td> <td>○三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が提出されていなかった。</td> </tr> </tbody> </table>				項 目	内 容	財務諸表	○経理規程において固定資産の計上基準が定められているが、基準未満の資産が計上されていた。	補助金等事務	○三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が提出されていなかった。
項 目	内 容								
財務諸表	○経理規程において固定資産の計上基準が定められているが、基準未満の資産が計上されていた。								
補助金等事務	○三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が提出されていなかった。								
所管部局に対する意見									
<p>(3) 公社では、平成 22 年 5 月に中期経営改善計画（平成 22～24 年度）を策定し、経営改善に取り組んでいるところである。 しかしながら、公社の経営状況は恒常的に営業損失を計上しており、県や関係市町からの補助金によって純利益を確保している状況であるので、経営改善計画の目標達成や経営改善について、引き続き指導、助言等を行われたい。</p> <p>(4) 法人の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。</p> <p>(5) 三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が補助事業者から提出されておらず、また同報告書に添付すべき書類が交付要領等で定められていないので、添付すべき書類を定め、補助事業者に明示するとともに、適時適切に提出するよう指導されたい。</p>									
講じた措置									
<p>〔「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況〕</p> <p>(1) 放射性物質による肉用牛の風評被害や景気の低迷による消費減退のなか、松阪牛個体識別管理システムの活用や豚の出荷奨励策により牛・豚とも、と畜頭数の減少を小幅に止めることができました。また、諸経費についても賞与の見直しなどを実施し、県及び出資市町からの支援を受けながらではありますが、平成 23 年度においても黒字を確保することができました。 なお、中期経営改善計画につきましても、稼働率など主要項目において目標を達成することができました。 今後につきましても、中期経営改善計画が達成できるよう引き続きコストの削減及びと畜頭数の増加等を図り、収益の安定確保、経営の健全化に努めます。</p> <p>(2) (財務諸表) 固定資産の計上については、経理規定の遵守を徹底するとともに、固定資産台帳計上時に複数でチェックする体制にしました。</p> <p>(補助金等事務) 補助事業等状況報告書の提出については、三重県補助金等交付規則等を十分理解し、書類の提出漏れ等がないよう、複数職員により確認するなど、チェック体制を強化しました。 なお、平成 23 年度の補助事業等状況については、県において様式等の検討を行っていたため書面でなく口頭にて報告し、確認を受けました。 今後も所管部課の指導に従い、適時適切に行います。</p>									

〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕

- (3) 平成 23 年度については、公社の営業努力やコストの削減により、県及び出資市町からの支援を受けながらではありますが黒字を確保しました。今後につきましても、経営の健全化を推進するため出資市町とともに助言・指導を行い中期経営改善が確実に達成できるように助言等を行っていきます。
- (4) 会計事務処理が適正に行われるよう、公社に対し経理規定を含めた規定遵守の再徹底を指導するとともに、固定資産台帳計上時に複数でチェックする体制に是正しました。
- (5) 三重県補助金等交付規則第 10 条の改正により、平成 24 年度からあらかじめ補助金等の金額が確定している場合には状況報告の提出を要しないものとされましたが、当該補助金は市町と県で負担割合、負担金額があらかじめ決められており、今後は状況報告の提出を要しないものとして取り扱うこととしました。

部局名	雇用経済部	団体名	財団法人三重北勢地域地場産業振興センター						
監査結果及び意見									
<p>(1) 法人では、公益法人制度改革への対応方針が未確定であったため、平成19年度以降、中期経営計画が策定されていない。また、経営については、引き続いて当期一般正味財産増減額がマイナスを計上している状況である。</p> <p>地場産業の健全な育成を図るために必要な事業を推進し、効率的な運営と自主財源確保のためにも、早期に経営計画を策定されたい。</p> <p>※ 当期一般正味財産増減額：公益法人会計において収益と費用との差額を表すもので、企業会計の当期純損益に相当するもの。</p>									
<p>(2) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p>									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>財務諸表</td> <td> <p>○3月分の未払消費税等について、費用及び負債として計上されていなかった。</p> <p>○固定資産の減価償却について、適用している税法耐用年数が変更された後も、注記することなく変更前の耐用年数を適用していた。</p> </td> </tr> <tr> <td>賞与引当金</td> <td> <p>○夏季賞与について、12月から5月までの労務対価相当分をすべて平成23年度の費用として計上しているが、12月から3月分については、22年度の費用として計上することを検討すべきである。</p> </td> </tr> </tbody> </table>				項目	内容	財務諸表	<p>○3月分の未払消費税等について、費用及び負債として計上されていなかった。</p> <p>○固定資産の減価償却について、適用している税法耐用年数が変更された後も、注記することなく変更前の耐用年数を適用していた。</p>	賞与引当金	<p>○夏季賞与について、12月から5月までの労務対価相当分をすべて平成23年度の費用として計上しているが、12月から3月分については、22年度の費用として計上することを検討すべきである。</p>
項目	内容								
財務諸表	<p>○3月分の未払消費税等について、費用及び負債として計上されていなかった。</p> <p>○固定資産の減価償却について、適用している税法耐用年数が変更された後も、注記することなく変更前の耐用年数を適用していた。</p>								
賞与引当金	<p>○夏季賞与について、12月から5月までの労務対価相当分をすべて平成23年度の費用として計上しているが、12月から3月分については、22年度の費用として計上することを検討すべきである。</p>								
<p>※注記：一般に公正妥当とされている複数の会計処理が認められる場合には、その中から一つの会計処理を選ぶことになるが、法人が採用した会計処理の原則や手続については、財務諸表に注記することが必須となっている。</p> <p>※引当金：現時点では確定していなくても、将来、発生する可能性が高く、かつ、その金額が合理的に見積もることができる場合、その支出や損失に備えて貸借対照表上に計上しておくもの。</p>									
所管部局に対する意見									
<p>(3) 法人では、中期経営計画が策定されておらず、また、経営については、引き続いて当期一般正味財産増減額がマイナスを計上している状況である。</p> <p>地場産業の健全な育成を図るために必要な事業を推進し、効率的な運営と自主財源確保のためにも、早期に経営計画策定に向けて取り組むよう指導、助言等を行われたい。</p>									
<p>(4) 法人の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。</p>									
講じた措置									
<p>〔「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況〕</p> <p>(1) 公益法人制度改革への対応方針については、平成23年5月の理事会において、公益財団法人への移行を目指すことが適当であると決定したため、公益財団法人への移行申請と並行して中期経営計画の策定を進めており、平成24年9月末日を目途に中期経営計画の策定を進めております。</p> <p>(2) (財務諸表)</p> <p>会計事務において、財務諸表の中の平成23年3月分の未払消費税等が費用及び負債として計上されていませんでしたので、平成23年度に未払金として計上しました。</p> <p>また、固定資産の減価償却については、税法耐用年数に変更した建物の耐用年数を適用し、償却を行いました。</p>									

(賞与引当金)

夏季賞与引当金における処理については、平成 23 年度の決算時に改善し、平成 23 年 12 月から平成 24 年 3 月分について平成 23 年度の費用として計上しました。

〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕

(3) 公益制度改革への対応方針が示されたので、今後は、公益財団法人への移行申請に向けての事務的な手続を実施するとともに、今後も今までと同様に中期経営計画の策定について指導していきます。

(4) 会計事務等について、事務処理上改善を要する事項について指導を行った結果、平成 23 年度の決算において改善されました。なお、今後は適正な事務処理が行われるよう指導していきます。

部局名	農林水産部	団体名	三重県漁業信用基金協会						
監査結果及び意見									
<p>(1) 法人では多数の個人情報をもっているため、情報の流出など不測の事態に備え、初動体制の整備や行動計画等の策定について検討されたい。</p> <p>(2) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p>									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>財務諸表</td> <td>○固定資産の減価償却について、適用している税法耐用年数が変更された後も、注記することなく変更前の耐用年数を適用していた。</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金</td> <td>○賞与引当金を計上するにあたり、社会保険料の法人負担額を計上していなかった。</td> </tr> </tbody> </table>		項 目	内 容	財務諸表	○固定資産の減価償却について、適用している税法耐用年数が変更された後も、注記することなく変更前の耐用年数を適用していた。	賞与引当金	○賞与引当金を計上するにあたり、社会保険料の法人負担額を計上していなかった。		
項 目	内 容								
財務諸表	○固定資産の減価償却について、適用している税法耐用年数が変更された後も、注記することなく変更前の耐用年数を適用していた。								
賞与引当金	○賞与引当金を計上するにあたり、社会保険料の法人負担額を計上していなかった。								
<p>※ 注記：一般に公正妥当とされている複数の会計処理が認められる場合、その中から一つの会計処理を選ぶことになるが、法人が採用した会計処理の原則や手続については、財務諸表に注記することが必須となっている。</p> <p>※ 引当金：現時点では確定していなくても、将来、発生する可能性が高く、かつ、その金額が合理的に見積もることができる場合、その支出や損失に備えて貸借対照表上に計上しておくもの。</p>									
所管部局に対する意見									
<p>(3) 法人の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。</p>									
講じた措置									
<p>〔「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況〕</p> <p>(1) 個人情報の流出など不測の事態に備え、管理体制や初動対応等を定めた「個人情報流出時対応手順」を策定しました。(平成 24 年 5 月 1 日施行)</p> <p>(2) (財務諸表)  固定資産の減価償却については、適用している耐用年数を変更し、平成 23 年度末決算において修正しました。</p> <p>(賞与引当金)  賞与引当金の社会保険料法人負担額は、平成 23 年度末決算において損益計算書上に計上しました。</p>									
<p>〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕</p> <p>(3) 法人の会計事務等について、適正な事務処理を行うよう次のとおり指導しました。  固定資産の減価償却については、適用している耐用年数を変更し、平成 23 年度末決算において修正するように指導しました。  賞与引当金の社会保険料法人負担額は、平成 23 年度末決算において損益計算書上に計上するように指導しました。</p>									

部局名	県土整備部	団体名	財団法人三重県下水道公社												
監査結果及び意見															
<p>(1) 法人の業務は、その大半を公の施設管理業務が占めているとはいえ、管理業務以外にも下水道に関する知識の普及及び啓発等を行っている。</p> <p>しかしながら、平成 14～23 年度の中長期計画においては、管理業務及び受託事業に関する業務のみが記載されているので、次期計画においては、下水道知識の普及業務等を含めた法人全般の事業計画となるよう策定に取り組まれない。</p> <p>(2) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p>															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>理事の変更登記</td> <td>○理事の変更登記が、法律に定める期限内に行われていなかった。</td> </tr> <tr> <td>公印の管理</td> <td>○理事会、評議員会の開催通知手続において、起案文書の公印欄に公印管理者の押印がされていないものがあつた。</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金</td> <td>○夏季賞与について、12 月から 5 月までの労務対価相当分をすべて平成 23 年度の費用として計上しているが、12 月から 3 月分については、22 年度の費用として計上することを検討すべきである。</td> </tr> <tr> <td>個人情報保護</td> <td>○公の施設管理業務に伴う個人情報保護について、必要な保護責任者等の報告書が提出されていなかった。</td> </tr> <tr> <td>預り金の整理</td> <td>○キャンプ場の利用者から収受した使用料について、預り金として法人の帳簿に記載・整理していなかった。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※引当金：現時点では確定していなくても、将来、発生する可能性が高く、かつ、その金額が合理的に見積もることができる場合、その支出や損失に備えて貸借対照表上に計上しておくもの。</p>				項目	内容	理事の変更登記	○理事の変更登記が、法律に定める期限内に行われていなかった。	公印の管理	○理事会、評議員会の開催通知手続において、起案文書の公印欄に公印管理者の押印がされていないものがあつた。	賞与引当金	○夏季賞与について、12 月から 5 月までの労務対価相当分をすべて平成 23 年度の費用として計上しているが、12 月から 3 月分については、22 年度の費用として計上することを検討すべきである。	個人情報保護	○公の施設管理業務に伴う個人情報保護について、必要な保護責任者等の報告書が提出されていなかった。	預り金の整理	○キャンプ場の利用者から収受した使用料について、預り金として法人の帳簿に記載・整理していなかった。
項目	内容														
理事の変更登記	○理事の変更登記が、法律に定める期限内に行われていなかった。														
公印の管理	○理事会、評議員会の開催通知手続において、起案文書の公印欄に公印管理者の押印がされていないものがあつた。														
賞与引当金	○夏季賞与について、12 月から 5 月までの労務対価相当分をすべて平成 23 年度の費用として計上しているが、12 月から 3 月分については、22 年度の費用として計上することを検討すべきである。														
個人情報保護	○公の施設管理業務に伴う個人情報保護について、必要な保護責任者等の報告書が提出されていなかった。														
預り金の整理	○キャンプ場の利用者から収受した使用料について、預り金として法人の帳簿に記載・整理していなかった。														
所管部局に対する意見															
<p>(3) 法人の平成 14～23 年度の中長期計画においては、公の施設管理業務及び受託事業に関する業務のみが記載されているので、次期計画においては、下水道知識の普及業務等を含めた法人全般の事業計画となるよう指導、助言等を行われたい。</p> <p>(4) 法人の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。</p>															
講じた措置															
<p>〔「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況〕</p> <p>(1) 平成 24 年度以降の中長期計画について、公社内部に経営計画策定部会を設置し現在検討を行っているところであり、9 月末を目途に策定します。</p> <p>(2) 指摘をいただきました会計事務等について、次のとおり改善を行いました。</p> <p>(理事の変更登記)</p> <p>公社内の会議において登記の準備作業を早期に進めるよう職員に徹底しました。今後は、法律に定める期限を遵守します。</p> <p>(公印の管理)</p> <p>公印を押印する際には、起案文書の公印欄に公印管理者の押印を行うよう、職員（公印管理者含む）に徹底しました。</p> <p>(賞与引当金)</p> <p>夏季賞与引当金における処理については、平成 23 年度の決算時に改善し、平成 23 年 12 月から平成 24 年 3 月分について、平成 23 年度の費用として計上しました。</p>															

<p>(個人情報保護)</p> <p>公の施設管理業務に伴う個人情報保護について、監査意見をふまえ、必要な保護責任者等の報告書を平成 23 年度分は平成 23 年 12 月 13 日付け、24 年度分は平成 24 年 4 月 1 日付けで県へ提出しました。</p> <p>(預り金の整理)</p> <p>キャンプ場における料金徴収業務は、平成 23 年度から別の民間事業者が、県から受託して行っていることから、使用料を収受する事務は発生していないが、今後、同様の収入が発生した場合は、預り金として適正に事務処理を行うよう徹底しました。</p>
<p>[「所管部局に対する意見」について講じた措置]</p> <p>(3) 法人の次期計画について、早期に作成するとともに、法人全般の事業を網羅した計画となるよう指導しました。</p> <p>(4) 法人の会計事務等について、当該監査結果の内容に十分留意し、このような事態を重ねて生じることのないようにするとともに、関係法令や内部規程等に定められた事項について、適正な事務処理を行うよう指導しました。</p>

部局名	地域連携部	団体名	一般財団法人伊勢湾海洋スポーツセンター (旧：財団法人伊勢湾海洋スポーツセンター)
監査結果及び意見			
<p>(1) 法人では平成 17 年度に津ヨットハーバー危機管理マニュアルを策定しているが、非常時連絡系統表等が最新のものとなっていないなど、毎年度当初に行うべき見直しが行われていないため、早急に見直しを行うとともに、このマニュアルに基づく連絡体制確認等の訓練を実施されたい。</p> <p>また、同マニュアルは大規模地震・津波を想定したものとなっていないため、内容を検討のうえ、大規模災害の対応等を含めたマニュアルとなるよう見直しを図られたい。</p>			
講じた措置			
<p>[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]</p> <p>(1) 平成 17 年度に策定した津ヨットハーバー危機管理マニュアルの非常時連絡系統表を、平成 24 年 4 月 1 日現在の職員構成に整合するように修正しました。</p> <p>また、津ヨットハーバー危機管理マニュアルについては、平成 24 年 6 月に、大規模地震、津波を想定した内容に見直しました。</p> <p>今後は、マニュアルに基づいた訓練を、年 2 回程度実施する予定です。</p>			



監査結果に基づき講じた措置〔公の施設関係〕

部局名	県土整備部	団体名	有限会社太陽緑地						
公の施設名	県営都市公園大仏山公園								
監査結果及び意見									
<p>(1) 公園利用者の計測方法については、募集要項において示された手順書と異なっているので、募集要項における方法で利用者数を把握し、成果目標が達成されているかを確認されたい。</p> <p>(2) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p>									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人情報保護</td> <td>○個人情報保護について、必要な保護責任者等の報告書が提出されていなかった。</td> </tr> <tr> <td>業務計画書</td> <td>○基本協定に定める業務計画書が、期限内に提出されていなかった。</td> </tr> </tbody> </table>				項目	内容	個人情報保護	○個人情報保護について、必要な保護責任者等の報告書が提出されていなかった。	業務計画書	○基本協定に定める業務計画書が、期限内に提出されていなかった。
項目	内容								
個人情報保護	○個人情報保護について、必要な保護責任者等の報告書が提出されていなかった。								
業務計画書	○基本協定に定める業務計画書が、期限内に提出されていなかった。								
所管部局に対する意見									
<p>(3) 公園利用者の計測方法については、募集要項において示された手順書と異なっているので、募集要項における計測方法で利用者数を把握し、成果目標が達成されているかを確認するよう指導されたい。</p> <p>(4) 法人の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。</p>									
講じた措置									
<p>〔「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況〕</p> <p>(1) 平成 23 年 12 月分から、募集要項において示された手順書による計測方法により公園利用者数を把握するよう改善を行いました。</p> <p>(2) 指摘をいただきました会計事務等について、次のとおり改善を行いました。</p> <p>(個人情報保護) 「個人情報の責任体制等報告書」を平成 23 年 11 月 24 日付けで県に提出しました。</p> <p>(業務計画書) 平成 24 年度の業務計画書は、期限内の平成 24 年 2 月 29 日付けで県に提出しました。</p>									
<p>〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕</p> <p>(3) 募集要項において示された手順書による計測方法により公園利用者数を把握するよう指定管理者に指導を行い、平成 23 年 12 月分から計測方法を改善させました。</p> <p>(4) 「個人情報の責任体制等報告書」の提出を指導し、平成 23 年 11 月 24 日付けで提出を受けました。 平成 24 年度の業務計画書の提出を期限内に行うよう指導し、平成 24 年 2 月 29 日付けで提出を受けました。</p>									

部局名	県土整備部	団体名	紀伊長島レクリエーション都市開発株式会社
公の施設名	県営都市公園熊野灘臨海公園		
監査結果及び意見			
(1) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。			
項目	内容		
区分経理	○公の施設管理事業と他の事業とは区分して経理する必要があるが、経費の一部について区分の誤りがあった。		
再委託の承認	○県の承認を受けずに指定管理業務の一部を第三者に委託していた。		
業務報告書	○基本協定書に定める業務報告書について、期限内に提出されていないものがあった。		
業務計画書	○業務計画書について県の承認を得ていなかった。		
所管部局に対する意見			
(2) 法人の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。			
(3) 法人から提出される業務計画書について、基本協定書第 26 条に定める承認がなされていないので、その内容を検討し、必要があれば変更を指示したうえで、承認を行われたい。			
講じた措置			
[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]			
(1) 指摘をいただきました会計事務等について、次のとおり改善を行いました。			
(区分経理)			
熊野灘臨海公園において、指定管理を受けた施設と都市公園法第 5 条に基づく管理許可を受けた施設をそれぞれ管理し、経理は明確に区分していますが、平成 22 年度分について一部に経費区分の誤りがありました。平成 23 年度も同様の誤りがあったため訂正しました。今後誤りがないようにするため、平成 24 年度中に経費区分の決まりを定めた会計規約を作成し、再発の防止に努めます。			
(再委託の承認)			
管理業務の一部の第三者への再委託については、業務計画書に業務内容と委託先業者名を記載し承認を受けるべきですが、平成 23 年度の再委託業務のうち一部に再委託業務の内容について記載漏れがあったため、平成 23 年 12 月 9 日に報告し承認を受けました。平成 24 年度分からはすべての再委託業務について記載し、適正に承認を受けています。			
(業務報告書)			
監査以降は、期限である翌月の 10 日までに県に提出し、提出期限の厳守に努めています。			
(業務計画書)			
従前は業務計画書を年度協定書案に添付し、年度協定の締結をもって承認を受けていると解釈していましたが、平成 24 年度分からは年度協定の締結とは別に業務計画書を期限内の平成 24 年 2 月 28 日に提出し、平成 24 年 3 月 28 日付けで県の承認を受けました。次年度以降についても、基本協定に基づき適正に承認を得ることとします。			

[「所管部局に対する意見」について講じた措置]

(2) 区分経理については、監査後直ちに適正な経費区分に修正するよう指導しました。また、区分経理の誤りを防止するため経費区分の決まりを定めた会計規約の作成を指示しました。

再委託の承認については、平成 23 年 12 月 9 日に業務計画書への記載漏れについて報告を受け、内容を確認のうえ承認しました。なお、平成 24 年度の業務計画書については、すべての再委託業務について記載があることを確認し、承認を行いました。

業務報告書については、提出期限を厳守するよう指導しました。

(3) 従前は年度協定の締結時に業務計画書の内容を検討し、その締結をもって承認とみなしていましたが、計画書の承認を独立した手続として処理することとし、平成 24 年度の業務計画書については、期限内の 2 月末までに受理し、平成 24 年 3 月 28 日付けで承認書を交付しました。

部局名	地域連携部	団体名	財団法人三重県体育協会				
公の施設名	三重県立鈴鹿青少年センター						
監査結果及び意見							
<p>(1) 施設の利活用を促進するため、成果目標を設定して管理業務を行っているが、利用者満足度については目標を達成したものの、施設稼働率、施設延利用者数については目標を下回っているため、目標達成に努められたい。</p> <p>(2) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p>							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助金等事務</td> <td>○三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が提出されていなかった。</td> </tr> </tbody> </table>		項目	内容	補助金等事務	○三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が提出されていなかった。		
項目	内容						
補助金等事務	○三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が提出されていなかった。						
所管部局に対する意見							
<p>(3) 成果目標を設定して管理業務を行っているが、3項目中2項目が未達成であるため、目標が達成できるよう指導、助言等を行われたい。</p> <p>(4) 三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が補助事業者から提出されておらず、また同報告書に添付すべき書類が交付要領等で定められていないので、添付すべき書類を定め、補助事業者に明示するとともに、適時適切に提出するよう指導されたい。</p>							
講じた措置							
<p>〔「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況〕</p> <p>(1) 成果目標を達成するため、新規事業「職人ものづくり教室」を開催したり、施設外での体験活動の場を提供する等、体験学習の充実を図るとともに、学校やサークル等未利用団体に対して閑散期等の利用促進活動を行いました。</p> <p>その結果、平成23年度施設延利用者数については、成果目標を達成することができましたが、施設稼働率については、平成22年度より3.1ポイント上回ったものの成果目標を達成することができませんでした。</p> <p>今後は、新規事業の充実及び利用促進活動を継続して行うとともに、施設稼働率については、利用者アンケート調査等により利用者ニーズを把握し、過去の実績との比較等により利用状況を分析・検証しながら、成果目標を上回るよう取り組んでいきます。</p> <p>(2) (補助金等事務)</p> <p>平成24年4月に、県補助金担当課から補助事業等状況報告書に添付すべき書類の明示を含め、同報告書の提出方法等について指示を受けました。これを受けて、平成24年度から三重県補助金等交付規則等に基づき同報告書を添付書類とともに提出し、適正な事務処理に努めます。</p>							
<p>〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕</p> <p>(3) 主催事業の協議を行ったり、利用状況を検証したうえで利用促進活動を実施するよう指導、助言を行いました。利用団体の活動縮小等の理由により、施設稼働率が成果目標を達成することができませんでした。</p> <p>今後は、業務報告書やモニタリング等において、利用促進活動の改善策や成果目標の進捗状況を把握するとともに、利用者拡大に向けて、指定管理者と連携し、市町教育委員会、青少年教育施設及び地域の団体等への必要な働きかけを行っていきます。(所管部局名：教育委員会事務局)</p> <p>(4) 監査後、平成24年度から適切に事務処理を行えるよう補助事業等状況報告書に添付すべき書類の様式等の検討を行うなど準備を進めました。</p> <p>平成24年4月に、スポーツ推進課所管の補助金等にかかる補助事業等状況報告書に添付すべき書類等を補助金等交付要領において決めました。また、補助事業者である財団法人三重県体育協会に対し、同報告書に添付すべき書類等を明示し、適切に提出するよう指導しました。</p> <p>(所管部局名：地域連携部 スポーツ推進局)</p>							

部局名	地域連携部	団体名	三重県体育協会グループ
公の施設名	三重県営総合競技場、三重県営鈴鹿スポーツガーデン		
監査結果及び意見			
(1) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。			
	項 目	内 容	
	履行確認	○会計規程に定める履行の確認の記録が行われていなかった。 (三重県営総合競技場)	
	物品の処分	○物品の処分について、会計規程に定める処分決定調書の作成等が行われていなかった。 (三重県営鈴鹿スポーツガーデン)	
	利用料金の申し出	○体育館トレーニングルームの利用料金の変更について、基本協定書に定める申し出が、期限内に行われていなかった。 (三重県営鈴鹿スポーツガーデン)	
	契約手続	○契約を締結する際に、会計規程に定める予定価格が設定されていないものがあつた。 (三重県営鈴鹿スポーツガーデン)	
所管部局に対する意見			
(2) 法人の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。			
講じた措置			
[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]			
(1) (履行確認) 平成 23 年度以降の案件について、契約金額に応じて履行確認書の作成あるいは履行を確認した旨の記録を行い、整理しました。今後は履行確認を行う際には、履行確認書の作成等により履行の確認の記録を行い、適正な事務処理に努めます。			
(物品の処分) 平成 23 年度以降の案件について、三重県体育協会会計規程に基づき物品の処分決定調書を作成・整理しました。今後は、会計規程に基づき適正な事務処理に努めます。			
(利用料金の申し出) 今回の監査結果に基づき、基本協定書に定める利用料金の変更の手続きについて適正な事務処理を行うことを確認し、あらためて法人内に周知を図りました。			
(契約手続) 今回の監査結果に基づき、三重県体育協会会計規程の規定に則った予定価格の設定など適正な事務処理を行うことを確認し、あらためて法人内に周知を図りました。			
[「所管部局に対する意見」について講じた措置]			
(2) 会計事務等について、法人の会計規程に基づき適正な事務処理を行えるよう、県の会計事務の取扱例等を参考にしながら指導するとともに、指定管理者モニタリング時に事務処理の改善状況を確認しました。 今後も指定管理者モニタリング時等に事務処理状況の確認を行い、必要に応じて指導・助言を行ってまいります。			

部局名	三重県教育委員会事務局	団体名	有限会社熊野市観光公社				
公の施設名	三重県立熊野少年自然の家						
監査結果及び意見							
(1) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>業務報告書</td> <td>○基本協定書に定める業務報告書について、期限内に提出されていないものがあつた。</td> </tr> </tbody> </table>				項 目	内 容	業務報告書	○基本協定書に定める業務報告書について、期限内に提出されていないものがあつた。
項 目	内 容						
業務報告書	○基本協定書に定める業務報告書について、期限内に提出されていないものがあつた。						
所管部局に対する意見							
(2) 法人の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。							
講じた措置							
<p>〔「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況〕</p> <p>(1) (業務報告書)</p> <p>基本協定書に定める県への提出書類については、期限に遅れることのないよう、担当者に注意喚起し、朝礼等で再度提出物の確認を行っています。また、提出書類名、期限、発送日等を記載した「報告記録調書」を作成し、担当者と所長が確認する二重チェック体制を整備し、提出状況は職員全員に周知しています。</p> <p>なお、平成23年度第4四半期分の業務報告書については、提出期限である翌四半期の初日から15日までに適正に県に提出しています。(平成24年4月11日に提出。)</p>							
<p>〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕</p> <p>(2) 業務報告書やその他提出書類について、基本協定書に定められた提出期限を厳守するよう、モニタリング時に進捗状況の確認と指導を行いました。また、提出期限が近づいてきた書類については、電話でも進捗状況を確認するなど、指定管理者に対して随時注意喚起を行っています。</p> <p>なお、平成23年度における書類提出については、遅延はありませんでした。</p>							

監査結果に基づき講じた措置〔補助金等関係〕

部局名	環境生活部	団体名	学校法人ニッケン学園				
補助金等名	私立外国人学校振興補助金、私立外国人学校教材費等補助金、私立高等学校等授業料減免補助金、高等学校等就学支援金事務費交付金						
対象施設名	ニッケン学園						
監査結果及び意見							
<p>(1) 下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助金等事務</td> <td>○三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が提出されていなかった。</td> </tr> </tbody> </table>				項目	内容	補助金等事務	○三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が提出されていなかった。
項目	内容						
補助金等事務	○三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が提出されていなかった。						
所管部局に対する意見							
<p>(2) 三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が補助事業者から提出されておらず、また同報告書に添付すべき書類が交付要領等で定められていないので、添付すべき書類を定め、補助事業者にも明示するとともに、適時適切に提出するよう指導されたい。</p> <p>(3) 所管室が団体へ通知した実績報告書等の提出期限が、要領等に定める期限と相違していたので、特段の事情等がない限り、要領等に定められた時期までに提出するよう通知されたい。</p>							
講じた措置							
<p>〔「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況〕</p> <p>(1) (補助金等事務)</p> <p>　　今後は、各補助金に係る県の規程及び指示に基づき、必要なものについては状況報告書を提出します。</p>							
<p>〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕</p> <p>(2) 三重県補助金等交付規則の改正作業にあわせて、補助金ごとに状況報告書の提出が必要かどうかを検討し、改正後の同規則第10条の規定に基づき、交付決定時点において補助対象となる事業費や補助金額が確定している補助金については状況報告書の提出は求めないこととしました。</p> <p>　　状況報告書の提出が必要と整理された補助金については、各補助金の取扱要領を改正し、状況報告書の提出と添付書類を規定して補助事業者にも明示し、今後は取扱要領に基づき状況報告書を提出するよう補助事業者を指導しました。</p> <p>(3) 補助金の取扱要領に定める実績報告書の提出期日を改正し、補助事業者にも通知するとともに、提出期日の遵守を指導しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・私立高等学校等授業料減免補助金 3月10日→3月25日に改正  (平成23年度分については期限内の平成24年3月23日に提出されています。)</li> </ul>							

部局名	環境生活部	団体名	学校法人エスコラピオス学園				
補助金等名	私立高等学校等振興補助金、私立高等学校等授業料減免補助金、私立高等学校等入学一時金給付事業補助金、私立学校人権教育推進補助金、私立高等学校等教育改革推進特別補助金、私立高等学校教育国際化推進事業費補助金、結核健康診断補助金、高等学校等就学支援金事務費交付金						
対象施設名	海星高等学校、海星中学校						
監査結果及び意見							
(1) 下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助金等事務</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が提出されていなかった。</li> <li>○実績報告書が、県から通知した期限や各補助金等の要綱・要領等に定める期限内に提出されていないものがあつた。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>				項目	内容	補助金等事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>○三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が提出されていなかった。</li> <li>○実績報告書が、県から通知した期限や各補助金等の要綱・要領等に定める期限内に提出されていないものがあつた。</li> </ul>
項目	内容						
補助金等事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>○三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が提出されていなかった。</li> <li>○実績報告書が、県から通知した期限や各補助金等の要綱・要領等に定める期限内に提出されていないものがあつた。</li> </ul>						
所管部局に対する意見							
(2) 三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が補助事業者から提出されておらず、また同報告書に添付すべき書類が交付要領等で定められていないので、添付すべき書類を定め、補助事業者に明示するとともに、適時適切に提出するよう指導されたい。							
(3) 所管室が団体へ通知した実績報告書の提出期限が、要領等に定める期限と相違していたものがあつたので、特段の事情等がない限り、要領等に定められた時期までに提出するよう通知されたい。また、提出遅延のものについては、今後、適正な処理を行うよう法人を指導されたい。							
講じた措置							
[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]							
(1) (補助金等事務)							
<p>今後は、各補助金に係る県の規程及び指示に基づき、必要なものについては状況報告書を提出します。</p> <p>今後は、各補助金に係る実績報告書を所定の期限内に提出します。</p>							
[「所管部局に対する意見」について講じた措置]							
(2) 三重県補助金等交付規則の改正作業にあわせて、補助金ごとに状況報告書の提出が必要かどうかを検討し、改正後の同規則第10条の規定に基づき、交付決定時点において補助対象となる事業費や補助金額が確定している補助金については状況報告書の提出は求めないこととしました。							
<p>状況報告書の提出が必要と整理された補助金については、各補助金の取扱要領を改正し、状況報告書の提出と添付書類を規定して補助事業者に明示し、今後は取扱要領に基づき状況報告書を提出するよう補助事業者を指導しました。</p>							
(3) 補助金の取扱要領に定める実績報告書の提出期日を改正し、補助事業者に通知するとともに、提出期日の遵守を指導しました。							
<ul style="list-style-type: none"> <li>・私立高等学校等授業料減免補助金 3月10日→3月25日に改正 (平成23年度分については期限内の平成24年3月21日に提出されています。)</li> <li>・私立高等学校等入学金補助金 5月31日→6月30日に改正 (平成24年度分については期限内の平成24年6月14日に提出されています。)</li> </ul>							



部局名	環境生活部	団体名	学校法人大川学園				
補助金等名	私立幼稚園振興補助金、私立高等学校等教育改革推進特別補助金（預かり保育等推進事業）、私立高等学校等教育改革推進特別補助金(子育て支援)、私立幼稚園心身障がい児助成事業補助金						
対象施設名	大川幼稚園、津西幼稚園						
監査結果及び意見							
<p>(1) 下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助金等事務</td> <td> <p>○三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が提出されていなかった。</p> <p>○私立幼稚園振興補助金において、財務計算に関する書類については、翌年度の6月30日までに提出することになっているが、期限までに提出されていなかった。</p> </td> </tr> </tbody> </table>				項目	内容	補助金等事務	<p>○三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が提出されていなかった。</p> <p>○私立幼稚園振興補助金において、財務計算に関する書類については、翌年度の6月30日までに提出することになっているが、期限までに提出されていなかった。</p>
項目	内容						
補助金等事務	<p>○三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が提出されていなかった。</p> <p>○私立幼稚園振興補助金において、財務計算に関する書類については、翌年度の6月30日までに提出することになっているが、期限までに提出されていなかった。</p>						
所管部局に対する意見							
<p>(2) 三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が補助事業者から提出されておらず、また同報告書に添付すべき書類が交付要領等で定められていないので、添付すべき書類を定め、補助事業者にも明示するとともに、適時適切に提出するよう指導されたい。</p> <p>(3) 財務計算に関する書類については、翌年度の6月30日までに県に提出することになっているが、期限までに提出されていなかったため、期限内に提出するよう指導されたい。</p>							
講じた措置							
<p>〔「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況〕</p> <p>(1) (補助金等事務)</p> <p>今後は、各補助金に係る県の規程及び指示に基づき、必要なものについては状況報告書を提出します。</p> <p>今後は、財務計算に関する書類を所定の期限内に提出します。</p>							
<p>〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕</p> <p>(2) 三重県補助金等交付規則の改正作業にあわせて、補助金ごとに状況報告書の提出が必要かどうかを検討し、改正後の同規則第10条の規定に基づき、交付決定時点において補助対象となる事業費や補助金額が確定している補助金については状況報告書の提出は求めないこととしました。</p> <p>状況報告書の提出が必要と整理された補助金については、各補助金の取扱要領を改正し、状況報告書の提出と添付書類を規定して補助事業者にも明示し、今後は取扱要領に基づき状況報告書を提出するよう補助事業者を指導しました。</p> <p>(3) 私学関係法令等に基づき、財務計算に関する書類を期限内に提出するよう補助事業者へ指導しました。平成23年度分については、期限内の平成24年6月29日に提出されています。</p>							

部局名	環境生活部	団体名	学校法人愛農学園				
補助金等名	私立大学等経常費補助金(私立高等学校経常費補助)、私立高等学校等振興補助金、私立高等学校等授業料減免補助金、私立高等学校等入学一時金給付事業補助金、私立学校施設整備費補助金、私立学校耐震化緊急整備費補助金、高等学校等就学支援金事務費交付金						
対象施設名	愛農学園農業高等学校						
監査結果及び意見							
(1) 下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助金等事務</td> <td>○三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が提出されていなかった。 ○私立学校耐震化緊急整備費補助金の実績報告書において、必要な書類の一部が添付されていなかった。</td> </tr> </tbody> </table>				項目	内容	補助金等事務	○三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が提出されていなかった。 ○私立学校耐震化緊急整備費補助金の実績報告書において、必要な書類の一部が添付されていなかった。
項目	内容						
補助金等事務	○三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が提出されていなかった。 ○私立学校耐震化緊急整備費補助金の実績報告書において、必要な書類の一部が添付されていなかった。						
所管部局に対する意見							
(2) 三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が補助事業者から提出されておらず、また同報告書に添付すべき書類が交付要領等で定められていないので、添付すべき書類を定め、補助事業者にも明示するとともに、適時適切に提出するよう指導されたい。							
(3) 補助金事務において、県への実績報告に必要な書類が一部添付されていなかったため、今後、提出書類の精査を徹底し、不備のないよう補助事業者を指導されたい。							
(4) 補助金事務において、交付要領等で特段の定めがないにもかかわらず交付決定前の事業着手が認められているので、諸規定等を整備し、判断基準の透明性確保に努められたい。							
(5) 所管室が団体へ通知した実績報告書等の提出期限が、要領等に定める期限と相違していたので、特段の事情等がない限り、要領等に定められた時期までに提出するよう通知されたい。							
講じた措置							
<p>〔「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況〕</p> <p>(1) (補助金等事務)</p> <p>　　今後は、各補助金にかかる県の規程及び指示に基づき、必要なものについては状況報告書を提出します。</p> <p>　　今後、補助対象事業の内容を変更する場合は県担当者と相談したうえ、補助金取扱要領などに則って業者と変更契約を締結し、補助事業変更の手続きをとります。</p>							
<p>〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕</p> <p>(2) 三重県補助金等交付規則の改正作業にあわせて、補助金ごとに状況報告書の提出が必要かどうかを検討し、改正後の同規則第10条の規定に基づき、交付決定時点において補助対象となる事業費や補助金額が確定している補助金については状況報告書の提出は求めないこととしました。</p> <p>　　状況報告書の提出が必要と整理された補助金については、各補助金の取扱要領を改正し、状況報告書の提出と添付書類を規定して補助事業者にも明示し、今後は取扱要領に基づき状況報告書を提出するよう補助事業者を指導しました。</p> <p>(3) 補助事業者にも補助金取扱要領に基づいて事業を実施し、実績報告時等においては取扱要領に規定の書類を提出するよう指導しました。</p> <p>　　なお、平成23年度分については当法人に対する当該補助金の交付はありません。</p> <p>(4) 補助事業の内容から、交付決定前に早期に事業着手する必要性が考えられるものについて、</p>							

補助金取扱要領に事前着手にかかる規定を整備しました。

今後は取扱要領に基づき、適切に処理を行います。

なお、平成 23 年度分については当法人に対する当該補助金の交付はありません。

(5) 補助金の取扱要領に定める実績報告書の提出期日を改正し、補助事業者に通知するとともに、提出期日の遵守を指導しました。

・私立高等学校等授業料減免補助金 3月10日→3月25日に改正

(平成 23 年度分については期限内の平成 24 年 3 月 13 日に提出されています。)

・私立高等学校等入学金補助金 5月31日→6月30日に改正

(平成 24 年度分については期限内の平成 24 年 6 月 15 日に提出されています。)

部局名	健康福祉部	団体名	社会福祉法人伊賀市社会事業協会				
補助金等名	産休等代替職員賃金補助金、三重県点字図書館運営事業費補助金、結核健康診断補助金						
対象施設名	上野点字図書館、梨ノ木園他						
監査結果及び意見							
(1) 下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助金等事務</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が提出されていなかった。</li> <li>○産休等代替職員賃金補助金の実績報告書が、補助金交付要領に定める期限内に提出されていないものがあった。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>				項目	内容	補助金等事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>○三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が提出されていなかった。</li> <li>○産休等代替職員賃金補助金の実績報告書が、補助金交付要領に定める期限内に提出されていないものがあった。</li> </ul>
項目	内容						
補助金等事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>○三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が提出されていなかった。</li> <li>○産休等代替職員賃金補助金の実績報告書が、補助金交付要領に定める期限内に提出されていないものがあった。</li> </ul>						
所管部局に対する意見							
(2) 三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が補助事業者から提出されておらず、また同報告書に添付すべき書類が交付要領等で定められていないので、添付すべき書類を定め、補助事業者に明示するとともに、適時適切に提出するよう指導されたい。							
(3) 実績報告書の提出遅延があったので、今後、適正な処理を行うよう法人を指導されたい。							
(4) 三重県点字図書館運営事業費補助金の交付決定に際して、身体障害者保護費国庫負担（補助金交付要綱に定められた交付条件を付さず、また誤った交付条件が付されているので、今後、適正な事務処理に努められたい。							
(5) 所管室が団体に通知した結核健康診断補助金の変更交付申請書及び実績報告書の提出期限が、交付要領に定める期限と相違していたので、特段の事情等がない限り、要領等に定められた時期までに提出するよう通知されたい。							
(6) 所管室が団体に通知した産休等代替職員賃金補助金の交付申請書の提出期限が、交付要領に定める期限と相違していたので、特段の事情等がない限り、要領等に定められた時期までに提出するよう通知されたい。							
講じた措置							
<p>〔「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況〕</p> <p>(1) (補助金等事務)</p> <p>補助事業等状況報告書について、今後は改正された交付要領等に記載の様式に基づき、適時適切に事務処理を行います。</p> <p>産休等代替職員賃金補助金については、平成 23 年度から事前協議が導入されており、その事前協議に基づき平成 24 年 3 月 26 日付けで交付決定がなされました。交付要領および交付決定書に規定される交付条件に基づき、平成 24 年 4 月 10 日までに実績報告書を提出しました。</p>							
<p>〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕</p> <p>(2) 平成 24 年 4 月 1 日付けで結核健康診断補助金交付要領の改正を行い、状況報告書の提出、及び添付書類を示すとともに、平成 24 年度から本要領により、適時適切に提出するよう指導していきます。</p> <p>平成 24 年 3 月 1 日付けで三重県点字図書館運営事業費補助金交付要領を改正し、補助事業等状況報告書を要領等で定め、補助事業者から補助事業等状況報告書を適時提出させることとし、適正な事務処理に努めます。</p>							

- (3) 平成 23 年度から産休等代替職員任用の促進を図るため、事前協議制を導入し、平成 24 年 3 月 26 日付けで交付決定をしました。交付決定において平成 24 年 4 月 10 日までに実績報告書を提出するよう交付条件に付して通知しました。なお、平成 23 年度分の実績報告書は期限までに提出されています。
- (4) 三重県点字図書館運営事業費補助金交付については、身体障害者保護費国庫負担（補助）金交付要綱に定められた交付条件を付すとともに、適正な事務処理に努めます。
- (5) 変更交付申請書及び実績報告書の提出期限は要領に定められた時期とするよう、各保健福祉事務所に周知徹底しました。  
今後も各年次において、適宜周知徹底を図っていきます。
- (6) 平成 23 年度から産休等代替職員任用の促進を図るため、事前協議制を導入しましたが、交付申請書及び事前協議書の提出期限は、交付要領に定める期限としました。  
なお、期限厳守を明記し通知しています。

部局名	健康福祉部	団体名	紀南病院組合立紀南病院
補助金等名	医療施設耐震化整備事業費補助金、医療施設運営費等補助金(産科医療機関確保事業、へき地医療拠点病院運営事業)、救急医療体制人材確保緊急支援事業補助金、救急勤務医支援事業補助金		
対象施設名	紀南病院		
監査結果及び意見			
(1) 下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。			
項目		内容	
補助金等事務		○三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が提出されていなかった。	
会計事務等		○補助事業の遂行において工事を施工するにあたり、伺い文書が作成されていなかった。	
所管部局に対する意見			
(2) 三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が補助事業者から提出されておらず、また同報告書に添付すべき書類が交付要領等で定められていないので、添付すべき書類を定め、補助事業者に明示するとともに、適時適切に提出するよう指導されたい。			
(3) 法人の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。			
講じた措置			
[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]			
(1) (補助金等事務) 今回の監査結果に基づき、補助金等事務は、担当部局との調整、各補助金要綱等の確認を徹底し、指示に従い適切な時期での報告書提出を行いました。なお、平成23年度分の報告書は平成24年1月30日に提出しました。			
(会計事務等) 会計事務等については、紀南病院組合会計規定に則り、適正な事務処理を行うことの周知を図りました。			
[「所管部局に対する意見」について講じた措置]			
(2) 要綱の中で、補助事業等状況報告について規定するよう平成23年度において見直しました。今後は、補助事業者に当報告についても適時適切に提出するよう求めていきます。			
(3) 今後引き続き、適正な事務処理が行われるよう求めていきます。			

部局名	健康福祉部	団体名	医療法人正和会				
補助金等名	老人保健福祉施設整備費補助金、施設開設準備経費助成等特別対策事業補助金						
対象施設名	介護老人保健施設 老健クローバー						
監査結果及び意見							
(1) 下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助金等事務</td> <td>○施設開設準備経費助成等特別対策事業補助金において、交付要領に定める状況報告書が提出されていなかった。</td> </tr> </tbody> </table>				項 目	内 容	補助金等事務	○施設開設準備経費助成等特別対策事業補助金において、交付要領に定める状況報告書が提出されていなかった。
項 目	内 容						
補助金等事務	○施設開設準備経費助成等特別対策事業補助金において、交付要領に定める状況報告書が提出されていなかった。						
所管部局に対する意見							
(2) 補助金事務において、県への状況報告がされていないものがあつたので、報告書の提出状況を把握し、未報告のないよう補助事業者を指導されたい。							
講じた措置							
<p>〔「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況〕</p> <p>(1) (補助金等事務)</p> <p>補助金交付要領に定める状況報告書が未提出であつたため、今後は、補助金交付要領に定める事項を遵守し、適切な時期に状況報告等を遅滞なく提出するよう法人内での徹底を図りました。</p> <p>なお、平成23年度は施設開設準備経費助成等特別対策事業補助金の交付を受けていません。</p>							
<p>〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕</p> <p>(2) 補助金交付要領に定める状況報告について、提出状況を把握するためのチェックリストを作成して進捗管理を行うとともに、提出が遅れている補助事業者に対しては速やかに提出するよう指導を行いました。</p>							

部局名	健康福祉部	団体名	社会福祉法人愛恵会
補助金等名	精神障害者社会復帰施設運営費補助金、精神障害者社会復帰施設等福祉職員処遇改善事業費補助金		
対象施設名	生活訓練施設 ひまわり		

監査結果及び意見

(1) 補助金の確定額に影響はなかったが、下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項目	内容
補助金等事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>○三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が提出されていなかった。</li> <li>○精神障害者社会復帰施設運営費補助金交付要領に定める変更交付申請書が提出されていなかった。</li> <li>○精神障害者社会復帰施設運営費補助金について、補助申請時、実績報告時に補助対象経費から除く必要のある精神障害者社会復帰施設等福祉職員処遇改善事業費補助金分を対象経費として算定していた。</li> </ul>
契約手続	<ul style="list-style-type: none"> <li>○契約を締結する際に、会計規程に定める予定価格が設定されていなかった。</li> </ul>

所管部局に対する意見

(2) 三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が補助事業者から提出されておらず、また同報告書に添付すべき書類が交付要領等で定められていないので、添付すべき書類を定め、補助事業者にも明示するとともに、適時適切に提出するよう指導されたい。

(3) 精神障害者社会復帰施設運営費補助金交付要領に規定する変更交付申請がされていなかったため補助事業者に対し、適時適切に提出するよう指導されたい。

(4) 精神障害者社会復帰施設運営費補助金について、補助申請時、実績報告時に補助対象経費から除く必要のある精神障害者社会復帰施設等福祉職員処遇改善事業費補助金分を対象経費として算定していたので、書類のチェックを適切に行い、適正な書類の提出を指導されたい。

(5) 精神障害者社会復帰施設等福祉職員処遇改善事業費補助金の実績報告書の添付書類の中に不必要なものがあったので、添付書類の要否を検討されたい。

(6) 法人の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

講じた措置

〔「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況〕

(1) (補助金等事務)

精神障害者社会復帰施設運営費補助金交付要領及び精神障害者社会復帰施設等福祉職員処遇改善事業費補助金交付要領の中に明記された状況報告書の内容を確認し、また、健康福祉部より状況報告書を提出するように指導がありましたので平成24年2月に提出しました。

精神障害者社会復帰施設運営費補助金交付要領に定める変更交付申請について、適切に変更交付申請書を提出しました。

精神障害者社会復帰施設運営費補助金について、精神障害者社会復帰施設等福祉職員処遇改善事業費補助金の経費を対象外経費とし、適切に処理しました。



(契約手続)

経理担当部門の職員に経理規程の周知徹底を行い、業務の再確認を行うとともに、チェック体制を強化し、適正な経理処理に努めます。

〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕

- (2) 精神障害者社会復帰施設運営費補助金交付要領及び精神障害者社会復帰施設等福祉職員処遇改善事業費補助金交付要領に状況報告書について明確に規定し、各施設に周知し、状況報告書が提出され、適正であると判断できましたので受理しました。
- (3) 精神障害者社会復帰施設運営費補助金交付要領に定める変更交付申請について、各施設に周知し、変更があった施設については、適切に変更交付申請が提出され、受理しました。
- (4) 精神障害者社会復帰施設運営費補助金について、精神障害者社会復帰施設等福祉職員処遇改善事業費補助金の経費が対象外であることを各施設に周知し、適正な書類が提出されました。
- (5) 精神障害者社会復帰施設等福祉職員処遇改善事業費補助金交付要領を改正し、添付書類について見直しを行いました。
- (6) 各施設の監査時において、会計事務処理について指導を行いました。また、各施設からの会計事務の質疑について、随時適切に対応を行いました。

部局名	農林水産部	団体名	三重県木材協同組合連合会				
補助金等名	「三重の木」利用拡大等支援事業補助金、木とのふれあい促進事業費補助金						
対象施設名	三重県木材協同組合連合会						
監査結果及び意見							
(1) 下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助金等事務</td> <td>○三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が提出されていなかった。</td> </tr> </tbody> </table>				項 目	内 容	補助金等事務	○三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が提出されていなかった。
項 目	内 容						
補助金等事務	○三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が提出されていなかった。						
所管部局に対する意見							
(2) 三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が補助事業者から提出されておらず、また同報告書に添付すべき書類が交付要領等で定められていないので、添付すべき書類を定め、補助事業者に明示するとともに、適時適切に提出するよう指導されたい。							
講じた措置							
<p>〔「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況〕</p> <p>(1) (補助金等事務)</p> <p>三重県補助金等交付規則等を十分理解し、書類の提出漏れ等がないよう、複数職員により確認するなど、チェック体制を強化しました。</p> <p>なお、平成23年度については、県において状況報告書の添付書類等について検討が進められていたことから、県の指示により、口頭で事業の状況報告を行い、適切な事業実施に努めました。</p> <p>今後とも県の指導に従い、各種事務手続を適時適切に行います。</p>							
<p>〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕</p> <p>(2) 森林・林業経営課における「三重の木」利用拡大等支援事業補助金に対して、平成24年2月15日付で「森林・林業経営室関係補助金等交付要領」について状況報告書の提出及び添付書類について規定の改訂を行い、関係事業者に通知しました。</p> <p>木とのふれあい促進事業費補助金については平成23年度において事業廃止となりましたが、みどり共生推進課における所管事業に対して、平成24年3月6日付で「自然環境室森林環境関係補助金等交付要領」について状況報告書の提出及び添付書類について規定の改訂を行い、関係事業者に通知しました。</p> <p>今後、森林・林業経営課及びみどり共生推進課において各種事務手続を適時適切に行うよう職員への当該要領の周知徹底とチェック体制の強化を図るとともに、各種事務手続を適時適切に行うよう団体を指導していきます。</p>							

部局名	農林水産部	団体名	「三重の木」利用推進協議会				
補助金等名	「三重の木」利用拡大等支援事業補助金、「三重の木」家づくり情報提供支援事業費補助金						
対象施設名	「三重の木」利用推進協議会						
監査結果及び意見							
(1) 下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助金等事務</td> <td>○三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が提出されていなかった。</td> </tr> </tbody> </table>		項目	内容	補助金等事務	○三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が提出されていなかった。		
項目	内容						
補助金等事務	○三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が提出されていなかった。						
所管部局に対する意見							
(2) 三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が補助事業者から提出されておらず、また同報告書に添付すべき書類が交付要領等で定められていないので、添付すべき書類を定め、補助事業者に明示するとともに、適時適切に提出するよう指導されたい。							
講じた措置							
[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]							
(1) (補助金等事務) 三重県補助金等交付規則等を十分理解し、書類の提出漏れ等がないよう、複数職員により確認するなど、チェック体制を強化しました。 なお、平成23年度については、県において状況報告書の添付書類等について検討が進められていたことから、県の指示により、口頭で事業の状況報告を行い、適切な事業実施に努めました。 今後とも県の指導に従い、各種事務手続を適時適切に行います。							
[「所管部局に対する意見」について講じた措置]							
(2) 平成24年2月15日付けで「森林・林業経営室関係補助金等交付要領」について補助事業等状況報告書の提出及び添付書類について規定の改訂を行い、関係事業者に通知しました。今後とも各種事務手続を適時適切に行うよう職員への当該要領の周知徹底とチェック体制の強化を図るとともに、各種事務手続を適時適切に行うよう団体を指導していきます。							

部局名	農林水産部	団体名	松阪飯南森林組合				
補助金等名	造林補助事業補助金、間伐対策事業費補助金、森林整備加速化・林業再生基金事業費補助金						
対象施設名	松阪飯南森林組合						
監査結果及び意見							
<p>(1) 下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助金等事務</td> <td>○森林整備加速化・林業再生基金事業費補助金において、三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が提出されていなかった。</td> </tr> </tbody> </table>				項目	内 容	補助金等事務	○森林整備加速化・林業再生基金事業費補助金において、三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が提出されていなかった。
項目	内 容						
補助金等事務	○森林整備加速化・林業再生基金事業費補助金において、三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が提出されていなかった。						
所管部局に対する意見							
<p>(2) 森林整備加速化・林業再生基金事業費補助金において、状況報告書に添付すべき書類が交付要領等で定められていないので、添付すべき書類を定め、補助事業者に明示するとともに、適時適切に提出するよう指導されたい。</p>							
講じた措置							
<p>〔「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況〕</p> <p>(1) (補助金等事務)</p> <p>三重県補助金等交付規則等を十分理解し、書類の提出漏れ等がないよう、複数職員により確認するなど、チェック体制を強化しました。</p> <p>なお、平成23年度については、平成23年11月10日付けで状況報告を提出しています。</p> <p>県の指導に従い、今後とも各種事務手続を適時適切に行います。</p>							
<p>〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕</p> <p>(2) 平成23年4月1日付けで環森第05-118号により「森林・林業経営室関係補助金等交付要領」について状況報告書の提出及び添付書類について規定の改訂を行い、関係事業者に通知しています。</p> <p>今後とも各種事務手続を適時適切に行うよう職員の資質向上とチェック体制の強化を図るとともに、各種事務手続を適時適切に行うよう団体を指導してまいります。</p>							

部局名	農林水産部	団体名	鈴四トマト研究会				
補助金等名	リーディング産地新規参入者受入体制強化緊急支援事業補助金						
対象施設名	鈴四トマト研究会						
監査結果及び意見							
<p>(1) 下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助金等事務</td> <td>○補助要件となっている「財産管理台帳の作成」、「独立の口座開設又はこれに替わる独立した出納簿による整理」が行われていなかった。</td> </tr> </tbody> </table>				項 目	内 容	補助金等事務	○補助要件となっている「財産管理台帳の作成」、「独立の口座開設又はこれに替わる独立した出納簿による整理」が行われていなかった。
項 目	内 容						
補助金等事務	○補助要件となっている「財産管理台帳の作成」、「独立の口座開設又はこれに替わる独立した出納簿による整理」が行われていなかった。						
所管部局に対する意見							
<p>(2) 補助金事務において、補助要件に沿った事務処理が一部行われていなかったため、今後、適正な事務処理となるよう補助事業者を指導されたい。</p>							
講じた措置							
<p>〔「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況〕</p> <p>(1) (補助金等事務)</p> <p>事業にかかる出納簿を整理し、財産管理台帳を作成しました。</p> <p>また、他に事務処理上改善を要する事項がないかをチェックし、今後はこのようなことがないようにします。</p>							
<p>〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕</p> <p>(2) 補助事業者の補助金受入れ方法や補助事業で取得した財産が適正に管理されるよう指導を徹底しました。</p>							

部局名	農林水産部	団体名	三重県信用漁業協同組合連合会				
補助金等名	経営健全化促進事業利子補給金、漁協等経営基盤強化対策事業利子補給金、漁協組織緊急再編対策事業利子補給金、漁業近代化資金利子補給金、漁業経営維持安定資金利子補給補助金、合併漁協等自立促進事業利子補給金						
対象施設名	三重県信用漁業協同組合連合会						
監査結果及び意見							
(1) 下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助金等事務</td> <td>○三重県補助金等交付規則で規定する補助事業等状況報告書が提出されていなかった。</td> </tr> </tbody> </table>				項目	内容	補助金等事務	○三重県補助金等交付規則で規定する補助事業等状況報告書が提出されていなかった。
項目	内容						
補助金等事務	○三重県補助金等交付規則で規定する補助事業等状況報告書が提出されていなかった。						
所管部局に対する意見							
(2) 三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が補助事業者から提出されておらず、また同報告書に添付すべき書類が交付要領等で定められていないので、添付すべき書類を定め、補助事業者に明示するとともに、適時適切に提出するよう指導されたい。							
講じた措置							
<p>〔「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況〕</p> <p>(1) (補助金等事務)</p> <p>三重県補助金等交付規則等を十分理解し、書類の提出漏れ等がないよう、複数職員により確認するなどチェック体制を強化しました。</p> <p>なお、平成23年度については、県において状況報告書の提出要否等について検討が進められていたことから、適時状況報告を行いました。</p> <p>今後も、所管部局の指示に従い、適正な事務処理に努めます。</p>							
<p>〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕</p> <p>(2) 三重県補助金等交付規則第10条の改正により、平成24年度からあらかじめ補助金等の金額が確定している場合には状況報告の提出を要しないとされました。</p> <p>なお、当該補助金についてはこれに該当するので、今後は状況報告の提出を要しないものとして取り扱うこととしました。</p>							

部局名	警察本部	団体名	社団法人三重県防犯協会連合会
補助金等名	三重県防犯協会連合会補助金		
対象施設名	三重県防犯協会連合会事務室		
監査結果及び意見			
(1) 下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。			
項目	内 容		
補助金等事務	○三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が提出されていなかった。 ○警察関係補助金交付要領に定める変更承認申請書が提出されていなかった。		
所管部局に対する意見			
(2) 警察関係補助金交付要領の補助事業等状況報告書の提出に関する定めが、三重県補助金等交付規則の定めと合致していないので、同要領の文言について検討されたい。あわせて、状況報告書を適時適切に提出するよう指導されたい。			
(3) 警察関係補助金交付要領に定める変更承認申請書が提出されていなかったもので、補助事業者に対し適時適切に提出するよう指導されたい。			
(4) 警察関係補助金交付要綱の規定では、補助対象経費が事業費予算額とされているが、支出済額である実績額に改めるよう検討されたい。			
(5) 補助金の申請書、概算払請求書や実績報告書及びそれらの添付書類において、補助対象事業に係る経費が明示されていない。対象経費を明示する書類を添付させることなどを検討されたい。			
講じた措置			
[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]			
(1) (補助金等事務)			
監査結果を受けて、平成 23 年度は平成 24 年 2 月に補助金状況報告書を提出しました。今後においても三重県補助金等交付規則及び警察関係補助金交付要領に基づく補助事業の遂行及び補助金の執行状況について、状況報告書等により報告を行います。			
監査結果を受けて、平成 23 年度は補助事業費の変更に際して、平成 24 年 2 月に変更承認申請書を提出しました。今後においても警察関係補助金交付要領に基づき、補助事業の変更等があった場合には、承認申請書により報告を行います。			
[「所管部局に対する意見」について講じた措置]			
(2) 三重県補助金等交付規則の定めと合致するよう警察関係補助金交付要領の改正を行い、対象法人に対しては改正要領に基づいた状況報告書の提出について指導を行いました。			
(3) 改正警察関係補助金交付要領に従い、変更承認申請書の提出について指導を行いました。			
(4) 警察関係等補助金等交付要綱の改正を行い、補助対象経費が事業費予算額とされていたところを実質額である事業費へと改めました。			
(5) 警察関係補助金交付要領の改正を行うとともに、対象法人に対し、今後の申請に当たっては、補助対象事業及びその経費を明示する書類の添付を指導しました。			

部局名	地域連携部	団体名	日本スポーツマスターズ 2010 三重大会実行委員会				
補助金等名	日本スポーツマスターズ 2010 三重大会実行委員会負担金						
対象施設名	日本スポーツマスターズ 2010 三重大会実行委員会						
監査結果及び意見							
(1) 下記のとおり事務処理上改善を要する事項が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助金等事務</td> <td>○三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が提出されていなかった。</td> </tr> </tbody> </table>		項 目	内 容	補助金等事務	○三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が提出されていなかった。		
項 目	内 容						
補助金等事務	○三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が提出されていなかった。						
所管部局に対する意見							
(2) 三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書が補助事業者から提出されておらず、また同報告書に添付すべき書類が交付要領等で定められていないので、今後、同様の事業を実施する場合には、添付すべき書類を定め、補助事業者に明示するとともに、適時適切に提出するよう指導されたい。							
講じた措置							
<p>〔「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況〕</p> <p>(1) (補助金等事務)</p> <p>今後、三重県補助金等交付規則に基づく補助金等の交付を受けて事業を実施する場合には、同規則等の規定に従い、県補助金等担当課から指示された書類を添えて適切に補助事業等状況報告書を提出するよう努めます。</p>							
<p>〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕</p> <p>(2) 平成 24 年 4 月に、スポーツ推進課所管の補助金等にかかる補助事業等状況報告書に添付すべき書類を補助金等交付要領において決めました。今後、同様の事業を実施する場合には、他の補助金等と同様に補助金等交付要領等において添付すべき書類を定め、補助事業者等に明示したうえで、適切に報告書が提出されるよう指導します。</p>							